

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 開設及び卸売の業務についての許可（第2条—第6条の3）

第3章 業務についての規制及び監督（第7条—第21条）

第4章 卸売市場審議会（第22条—第25条）

第5章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づく地方卸売市場に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 開設及び卸売の業務についての許可

（開設の許可）

第2条 法第55条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所
- （2）地方卸売市場の名称
- （3）開設の場所
- （4）取扱品目ごとの卸売場の面積

（業務規程及び事業計画に定める事項）

第3条 法第56条第2項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）地方卸売市場の位置及び面積
- （2）取扱品目
- （3）開場の期日及び時間
- （4）卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあっては、規則で定めるもの）
- （5）卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- （6）卸売の業務を行う者に関する事項
- （7）卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- （8）施設の使用料

(9) 地方卸売市場内の秩序の保持に関する事項

2 法第56条第3項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の種類、規模、配置及び構造
- (2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の見込み
- (3) 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
- (4) 卸売の業務を行う者及び買受けの業務を行う者の見込数

(卸売業務の許可)

第4条 法第58条第1項に規定する取扱品目の部類は、次に掲げる部類とする。

- (1) 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに法第55条の許可を受けた者（以下「開設者」という。）が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- (3) 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- (4) 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

第5条 法第58条第1項の許可（以下「卸売業務の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 卸売業務の許可を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類

(廃止の許可)

第6条 開設者は、法第60条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 地方卸売市場の名称
- (3) 廃止しようとする理由

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第6条の2 開設者又は卸売業者（卸売業務の許可を受けた者をいう。以下同じ。）（以下この条において「開設者等」という。）が事業（地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。

2 開設者等たる法人の合併の場合（開設者等たる法人と開設者等でない法人が合併して開設者等たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係る場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、開設者等の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該認可の申請が卸売業者に係るものであって、かつ、申請者が当該地方卸売市場の開設者と異なるときは、当該開設者を經由してしなければならない。
- 4 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を知事に送付しなければならない。
- 5 知事は、第1項又は第2項の認可の申請が法第57条又は法第59条の規定に該当するときは、第1項又は第2項の認可をしてはならない。

(開設者の地位の承継の効果)

第6条の3 前条第1項又は第2項の規定により開設者の地位が承継された場合において、承継後の地方卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、これらの規定による地位の承継前の地方卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として卸売業務の許可を受けたものとみなす。

- (1) 新業務規程で定められた地方卸売市場の位置が旧卸売市場の位置と同じであること。
- (2) 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての卸売業務の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。
- (3) 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 前条第1項又は第2項の規定による地位の承継前に、この条例の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は、知事が前項の規定により卸売業務の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は同項の規定により卸売業務の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

第3章 業務についての規制及び監督

(売買取引の方法)

第7条 法第62条に規定する売買取引の方法については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によらなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの
せり売又は入札の方法
- (2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

(3) 前2号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は
相対取引

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる生鮮食料品等（同項第2号に掲げる生鮮食料品等にあつては、
同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他特別の事情がある場
合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著し
く不適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的
に著しく減少したときその他特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、
開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければなら
ない。
- 4 開設者は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければ
ならない。

(卸売の相手方の制限)

第8条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務については、仲卸人（当該地方卸売市場内
において、卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調製して販売する業務を行うことにつき、
取扱品目の部類ごとは、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けた者をいう。以下
同じ。）及び買受人（当該地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき、取扱品
目の部類ごとに、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。）
以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を
生ずるおそれがある場合その他特別の事情がある場合であつて、開設者が業務規程で定めるとき
に該当するときは、この限りでない。

(仲卸人及び買受人の承認の届出)

第9条 開設者は、前条に規定する仲卸人又は買受人の承認をしたときは、規則で定めるところに
より、速やかに、知事に届け出なければならない。その承認を取り消したときも、同様とする。

第10条 削除

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第11条 卸売業者は、その者が卸売業務の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に
係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を
買い受けてはならない。ただし、特別の事情がある場合であつて、開設者が業務規程で定めると
きに該当するときは、この限りでない。

第12条 削除

(受託契約約款)

第13条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約
款を定めたときは、速やかに、当該受託契約約款を知事に届け出なければならない。これを変更
したときも、同様とする。

(せり人の承認等)

第14条 卸売業者が地方卸売市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の承認を受けている者でなければならない。

2 開設者は、次の各号のいずれかに該当する者は、せり人として承認してはならない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

(3) 仲卸人若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人である者

(4) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

3 開設者は、第1項に規定するせり人の承認をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に届け出なければならない。その承認を取り消したときも、同様とする。

(仲卸人の業務の規制)

第15条 仲卸人は、その業務の承認を受けた地方卸売市場内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸人がその承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該地方卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であって、業務規程で定めるところにより、開設者が当該地方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

(1) その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。

(2) その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該地方卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(卸売予定数量等の公表)

第16条 法第63条に規定する卸売予定数量等の公表は、主要な品目について、掲示等の方法により行わなければならない。

(業務規程の変更)

第17条 法第64条第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 開設者は、第3条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、次条第1項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

(市場取引委員会)

第17条の2 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更（第3条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更に限る。）に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

- 3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。
- 4 前3項に掲げるもののほか、委員会の委員、組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(事業計画の変更)

第18条 開設者は、事業計画（第3条第2項第1号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(名称変更等の届出)

第19条 開設者又は卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 開設の許可又は卸売業務の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 卸売業者は、卸売業務の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第20条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第21条 知事は、地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、地方卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第4章 卸売市場審議会

(設置)

第22条 法第71条第1項の規定により、知事の附属機関として、北海道卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、生鮮食料品等の流通に関し知識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規則への委任)

第25条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(告示事項)

第26条 知事は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- (1) 法第13条の5第1項の許可をしたとき。
- (2) 法第55条の許可をしたとき。
- (3) 卸売業務の許可をしたとき。
- (4) 法第60条の許可をしたとき。
- (5) 第19条第2項の規定による届出があったとき。
- (6) 法第65条第1項又は第2項の規定による処分をしたとき。

(規則への委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 北海道魚菜卸売市場条例（昭和29年北海道条例第58号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（昭和48年10月23日条例第56号）

〔北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日

の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月17日条例第63号）

〔北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設卸売市場」という。）を開設している者は、この条例による改正後の北海道地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに、新条例第17条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して8月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に卸売業者が受けている卸売業務の許可について改正前の北海道地方卸売市場条例第5条第2項の規定により付された有効期間は、これを付さなかったものとみなす。

附 則（平成12年3月29日条例第15号）

〔北海道経済部手数料条例の附則〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第28号）

〔北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第34号）

〔北海道地方卸売市場条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設卸売市場」という。）を開設している者は、この条例による改正後の北海道地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに、新条例第17条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して8月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又

は変更の承認の拒否の処分がなかった既設卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があつた日（当該変更の承認の処分があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日）までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

附 則（平成18年3月31日条例第31号抄）

〔会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成18年4月規則第81号で、同18年5月1日から施行）

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）